引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る
建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の取扱い

平成 24 年５月 14 日制定
浜松市都市整備部建築行政課

１　趣旨

平成 22 年９月 10 日付け国住指第 2263 号及び国住街第 78 号により発出された「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（以下「技術的助言」という。）を受け、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場（以下「工場」という。）に対する建築基準法（以下「法」という。）第 48 条の規定に基づく許可（以下「許可」という。）の取扱いを定めるものである。

２　対象建築物

法第 48 条第１項から第９項までの規定に違反する状態にある既存の工場を対象とし、当該工場を同一敷地内で建替える場合は建替え後の工場についても対象とする。

３　審査基準の適用関係

「２　対象建築物」に該当する工場であって、「４　許可要件」を満たすものについては、「建築基準法第 48 条ただし書による建築許可の取扱い」第３(9) に該当するものとする。

４　許可要件

(1) 規模等に関する要件

ア　第一種低層住居専用地域にあっては、住宅で工場を兼ね、その延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供し、かつ、作業場の床面積の合計が 50 ㎡を超えないこと。

イ　第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域にあっては、作業場の床面積が 50 ㎡を超えないこと。

ウ　第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては、作業場の床面積が 150 ㎡を超えないこと。

エ　近隣商業地域及び商業地域にあっては、作業場の床面積が 300 ㎡を超えないこと。

(2) 安全対策に関する要件

ア　技術的助言＜別添１＞「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」に定める基準のすべてを満たすこと。

(3) 環境対策等に関する要件

ア　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（以下「住居系地域という。」）にあっては、技術的助言＜別添３＞「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の住居系地域における工場の立地に関する 48 条ただし書き許可の判断基準」第２に定める許可の判断基準を満たすこと。

イ　近隣商業地域にあっては、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないこと。

ウ　商業地域にあっては、商業の利便を害するおそれがないこと。

(4) その他の要件

ア　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域にあっては、洗濯物の受取及び引渡しを行う店舗部分を有するものであること。

５　申請に必要な図書

許可を受けようとする者は、許可申請書に浜松市建築基準法施行細則に定める図書のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

ア　断面図（２面）

イ　日常の作業における安全管理対策チェックリスト〔様式第３－２号〕

ウ　引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場　安全対策調書〔様式第５－１号、第５－２号〕

エ　住居系地域における工場立地に関する調書〔様式第 10 号〕（住居系地域のものに限り、かつ第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては、作業場の床面積が 50 ㎡を超えるものに限る。）

６　許可の条件

許可にあたっては、法第 92 条の２の規定により、改善工事に要する期限その他違反是正に関して必要な事項を許可条件として付すものとする。

７　適用期間

この取扱いは、平成 29 年３月 31 日までに許可申請がなされたものに適用する。

８　その他

この取扱いは、引火性溶剤を用いないクリーニング工場においても適用する。

この場合において、「３　許可要件(2)安全対策に関する要件」及び「４　申請に必要な図書」は適用しない。

附則

この取扱いは、平成 24 年６月１日から施行する。

様式第３－２号

日常の作業における安全管理対策チェックリスト

項目	チェックポイント	チェック欄
等人の体帯・電作防業止服	作業場内に除電板、静電気除去ブラシその他の人体の静電気を適切に除去するための器具が設置されている。	□
	溶剤の容器を開閉する際、洗濯機若しくは乾燥機に洗濯物を出し入れする際には、あらかじめ除電板に触れる等により静電気を適切に除去している。	□
溶剤の管理	溶剤の保管容器は、使用時以外は蓋を閉じている。	□
	溶剤の保管容器は、ゴムマット等不導体の上に設置していない。	□
	溶剤の管理に当たっては、取り扱う溶剤の種類に応じて、それぞれの製品安全データシート（ＭＳＤＳ）に示された管理方法に従っている。	□
	洗濯時においては、溶剤に洗剤を添加することにより、溶剤の体積抵抗率を10^{9}Ω・ｍ以下に保っている。	□
機械の管理	洗濯機、乾燥機その他の機械の使用に当たっては、取扱説明書に従って機械の保守点検、機械及び器具類の清掃、フィルターの交換その他の管理を適切に実施している。	□
	ライター等の異物を洗濯機及び乾燥機内に混入させることのないよう、衣類等の洗濯物を洗濯機及び乾燥機に投入する前に事前点検を行っている。	□
作業場の管理	電気設備の防爆措置を行うことを必要とする範囲においては、ライター・たばこ等火源となるものを持ち込んでいない。	□
	溶剤の保管容器や洗濯かごなど溶剤の漏出が想定される可動性のものについては、その可動範囲をあらかじめ作業場に明示している。	□
	溶剤の付いたウェス等の布、繊維くずを機械、溶剤の保管容器等のそばに放置していない。	□
	使用する溶剤に応じて、危険物の規制に関する政令に基づきその消火に適応するものとされる消火設備が作業場内に設置されている。	□
	消火設備については、取扱説明書に従い保守点検を適切に実施している。	□
その他	ドライクリーニング作業の作業に当たっては、クリーニング業法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に従っている。	□

以上のチェック項目を遵守し作業を行います。

安全管理責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

正副２部を作成し、正本は作業場内の見やすい場所に掲示し、副本は所管する特定行政庁提出すること。

様式第５－１号

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場　安全対策調書（現況）

１．引火性溶剤の保管方法等

※該当するものに○印を付け、（　）内には数値等を記入してください。

（１）引火性溶剤の保管場所	屋内・屋外
保管容器は、洗濯機、乾燥機及びボイラーその他の機械の設置スペース、アイロンを用いる作業台又は洗濯物の保管スペースから水平方向に0.5m以上（垂直方向は床面から天井まで）離した場所に設置	適合・不適合
保管容器の設置場所から水平方向１m以内（垂直方向は床面から容器上方15㎝以内）の電気設備は、防爆措置	適合・不適合
（保管容器が屋内に設置されている場合、換気量について以下の計算式を記入） 機械換気設備の風量の合計　　容器が設置されている室の床面積 （　　）㎥/ｈ　≧　0.3㎥/min　×　（　　）㎡　×　60min　＝（　　）㎥/ｈ	

（２）保管容器の製品名・型番	（　　）
密閉できる構造	適合・不適合
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第３の２に定める基準に適合する内装容器（内装容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年５月１日自治省告示第99号）第68条の２の２に定める容器であり、かつ、危険物の規制に関する規則第43条の３第１項に定める収納の基準に適合	適合・不適合
アースの設置（固定容器の場合のみ）	適合・不適合

（３）洗濯機タンク内の保管容量（　　）ℓ　＋　その他の保管容量（　　）ℓ　＝　合計保管容量（　　）ℓ

２．洗濯機・乾燥機の安全対策

（１）洗濯機	No.１	No.２	No.３
メーカー名、型番	（　　）	（　　）	（　　）
原動機の出力（モーターの出力の合計）	（　　）	（　　）	（　　）
アースの設置	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合
洗濯及び脱液が同一の機械内で行われる機能	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合
①から④までのいずかれに適合			
①洗濯槽内への窒素等の不活性ガスの充填又は洗濯槽内の減圧により洗濯槽内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）
②溶剤冷却機能又は溶剤温度の上昇により、引火のおそれがある場合に機械が自動停止する機能	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）
③静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に機械が自動停止する機能	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）
④静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれのある場合に洗剤の自動投入を行う機能	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）

（２）乾燥機	No.１	No.２	No.３
メーカー名、型番	（　　）	（　　）	（　　）
原動機の出力（モーターの出力の合計）	（　　）	（　　）	（　　）
アースの設置	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合
処理ドラム内への窒素等の不活性ガスの充填若しくは処理ドラム内の減圧により処理ドラム内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能又は温度制御等により溶剤蒸気濃度を爆発下限界以下に制御する機能	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）
溶剤を含む排気が作業場内に直接排出されない構造（溶剤回収型乾燥機又はダクトで直接屋外への排気を行う措置）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）

３．作業場（洗濯、乾燥又は仕上げ作業を行うスペース）の防火措置

（１）作業場の換気量について以下の計算式を記入 機械換気設備の風量の合計　　作業場の床面積 （　　）㎥/ｈ　≧　0.3㎥/min　×　（　　）㎡　×　60min　＝（　　）㎥/ｈ	
溶剤の漏出が想定される場所（洗濯機、乾燥機及び脱液後の洗濯物（洗濯かごに入れる場合は洗濯かごの範囲）から水平方向に0.5m以内（垂直方向は床面から天井まで）には、ボイラーアイロンを用いる作業台の設置スペース又は洗濯物の保管スペースが設けられていない	適合・不適合
溶剤の漏出が想定される場所から水平方向１m以内（垂直方向は床面から機器上方15㎝以内まで）の電気設備は、防爆措置	適合・不適合

（２）作業場の床の構造	陶器タイル・磁器タイル・石材・コンクリート・ビニル床シート・その他（　　）

様式第５－２号

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場　安全対策調書（改善計画）

１．引火性溶剤の保管方法等

※該当するものに○印を付け、（　）内には数値等を記入してください。

（１）引火性溶剤の保管場所	屋内・屋外
保管容器は、洗濯機、乾燥機及びボイラーその他の機械の設置スペース、アイロンを用いる作業台又は洗濯物の保管スペースから水平方向に0.5m以上（垂直方向は床面から天井まで）離した場所に設置	適合・不適合
保管容器の設置場所から水平方向１m以内（垂直方向は床面から容器上方15㎝以内）の電気設備は、防爆措置	適合・不適合
（保管容器が屋内に設置されている場合、換気量について以下の計算式を記入） 機械換気設備の風量の合計　　容器が設置されている室の床面積 （　　）㎥/ｈ　≧　0.3㎥/min　×　（　　）㎡　×　60min　＝（　　）㎥/ｈ	

（２）保管容器の製品名・型番	（　　）
密閉できる構造	適合・不適合
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第３の２に定める基準に適合する内装容器（内装容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年５月１日自治省告示第99号）第68条の２の２に定める容器であり、かつ、危険物の規制に関する規則第43条の３第１項に定める収納の基準に適合	適合・不適合
アースの設置（固定容器の場合のみ）	適合・不適合

（３）洗濯機タンク内の保管容量（　　）ℓ　＋　その他の保管容量（　　）ℓ　＝　合計保管容量（　　）ℓ

２．洗濯機・乾燥機の安全対策

（１）洗濯機	No.１	No.２	No.３
メーカー名、型番	（　　）	（　　）	（　　）
原動機の出力（モーターの出力の合計）	（　　）	（　　）	（　　）
アースの設置	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合
洗濯及び脱液が同一の機械内で行われる機能	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合
①から④までのいずかれに適合			
①洗濯槽内への窒素等の不活性ガスの充填又は洗濯槽内の減圧により洗濯槽内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）
②溶剤冷却機能又は溶剤温度の上昇により、引火のおそれがある場合に機械が自動停止する機能	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）
③静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に機械が自動停止する機能	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）
④静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれのある場合に洗剤の自動投入を行う機能	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）

（２）乾燥機	No.１	No.２	No.３
メーカー名、型番	（　　）	（　　）	（　　）
原動機の出力（モーターの出力の合計）	（　　）	（　　）	（　　）
アースの設置	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合
処理ドラム内への窒素等の不活性ガスの充填若しくは処理ドラム内の減圧により処理ドラム内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能又は温度制御等により溶剤蒸気濃度を爆発下限界以下に制御する機能	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）
溶剤を含む排気が作業場内に直接排出されない構造（溶剤回収型乾燥機又はダクトで直接屋外への排気を行う措置）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）	有・無 （後付け）

３．作業場（洗濯、乾燥又は仕上げ作業を行うスペース）の防火措置

（１）作業場の換気量について以下の計算式を記入 機械換気設備の風量の合計　　作業場の床面積 （　　）㎥/ｈ　≧　0.3㎥/min　×　（　　）㎡　×　60min　＝（　　）㎥/ｈ	
溶剤の漏出が想定される場所（洗濯機、乾燥機及び脱液後の洗濯物（洗濯かごに入れる場合は洗濯かごの範囲）から水平方向に0.5m以内（垂直方向は床面から天井まで）には、ボイラーアイロンを用いる作業台の設置スペース又は洗濯物の保管スペースが設けられていない	適合・不適合
溶剤の漏出が想定される場所から水平方向１m以内（垂直方向は床面から機器上方15㎝以内まで）の電気設備は、防爆措置	適合・不適合

（２）作業場の床の構造	陶器タイル・磁器タイル・石材・コンクリート・ビニル床シート・その他（　　）

様式第５－１号

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場　安全対策調書（現況）　≪ **記載例** ≫

１．引火性溶剤の保管方法等

※該当するものに○印を付け、（ ）内には数値等を記入してください。

（1）引火性溶剤の保管場所	(屋内)・屋外
保管容器は、洗濯機、乾燥機及びボイラーその他の機械の設置スペース、アイロンを用いる作業台又は洗濯物の保管スペースから水平方向に0.5m以上（垂直方向は床面から天井まで）離した場所に設置	(適合)・不適合
保管容器の設置場所から水平方向１m以内（垂直方向は床面から容器上方15㎝以内）の電気設備は、防爆措置	(適合)・不適合
（保管容器が屋内に設置されている場合、換気量について以下の計算式を記入） 機械換気設備の風量の合計　　容器が設置されている室の床面積 （ １,７２０ ）㎥/ｈ　≧　0.3㎥/min　×　（ ３６.５ ）㎡　×　60min　＝（　６５７.０ ）㎥/ｈ	

（2）保管容器の製品名・型番	（　ケニス　危険物収納管 3-340-495　）
密閉できる構造	(適合)・不適合
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第３の２に定める基準に適合する内装容器（内装容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年５月１日自治省告示第99号）第68条の２の２に定める容器であり、かつ、危険物の規制に関する規則第43条の３第１項に定める収納の基準に適合	(適合)・不適合
アースの設置（固定容器の場合のみ）	(適合)・不適合

（3）洗濯機タンク内の保管容量（　３７４　）ℓ　＋　その他の保管容量（　４００　）ℓ　＝　合計保管容量（　７７４　）ℓ

２．洗濯機・乾燥機の安全対策

（1）洗濯機	No.1	No.2	No.3
メーカー名、型番	(SCL-2222)	（　　）	（　　）
原動機の出力（モーターの出力の合計）	（ 5.15kw ）	（　　）	（　　）
アースの設置	(適合)・不適合	適合・不適合	適合・不適合
洗濯及び脱液が同一の機械内で行われる機能	(適合)・不適合	適合・不適合	適合・不適合
①から④までのいずかれに適合			
①洗濯槽内への窒素等の不活性ガスの充填又は洗濯槽内の減圧により洗濯槽内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能	有・無 (後付け)	有・無 (後付け)	有・無 (後付け)
②溶剤冷却機能又は溶剤温度の上昇により、引火のおそれがある場合に機械が自動停止する機能	(有)・無 (後付け)	有・無 (後付け)	有・無 (後付け)
③静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に機械が自動停止する機能	有・無 (後付け)	有・無 (後付け)	有・無 (後付け)
④静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれのある場合に洗剤の自動投入を行う機能	有・無 (後付け)	有・無 (後付け)	有・無 (後付け)

（2）乾燥機	No.1	No.2	No.3
メーカー名、型番	（ SCD-4253 ）	（　　）	（　　）
原動機の出力（モーターの出力の合計）	（ 2.4kw ）	（　　）	（　　）
アースの設置	(適合)・不適合	適合・不適合	適合・不適合
処理ドラム内への窒素等の不活性ガスの充填若しくは処理ドラム内の減圧により処理ドラム内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能又は温度制御等により溶剤蒸気濃度を爆発下限界以下に制御する機能	(有)・無 (後付け)	有・無 (後付け)	有・無 (後付け)
溶剤を含む排気が作業場内に直接排出されない構造（溶剤回収型乾燥機又はダクトで直接屋外への排気を行う措置）	(有)・無 (後付け)	有・無 (後付け)	有・無 (後付け)

３．作業場（洗濯、乾燥又は仕上げ作業を行うスペース）の防火措置

（1）作業場の換気量について以下の計算式を記入 機械換気設備の風量の合計　　作業場の床面積 （ １,７２０ ）㎥/ｈ　≧　0.3㎥/min　×　（ ３６.５ ）㎡　×　60min　＝（　６５７.０ ）㎥/ｈ
溶剤の漏出が想定される場所（洗濯機、乾燥機及び脱液後の洗濯物（洗濯かごに入れる場合は洗濯かごの範囲）から水平方向に0.5m以内（垂直方向は床面から天井まで）には、ボイラーアイロンを用いる作業台の設置スペース又は洗濯物の保管スペースが設けられていない　(適合)・不適合
溶剤の漏出が想定される場所から水平方向１m以内（垂直方向は床面から機器上方15㎝以内まで）の電気設備は、防爆措置　(適合)・不適合

（2）作業場の床の構造	陶器タイル・磁器タイル・石材・(コンクリート)・ビニル床シート・その他（　　）

様式第 10 号

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の住居系地域における工場立地に関する調書

以下の項目について、どのような配慮がなされているか明記してください。

項目		内容	申請者コメント欄	行政庁チェック欄
騒音	（１）	敷地内の建築物の配置について、隣接建築物から一定の距離が取られているか。		
	（２）	騒音源となる機械等を建築物内に配置する場合に、外壁に密着して設置されていない、隣接建築物から離れた場所に設置されている等の適切な配置がなされているか。		
	（３）	敷地外周に遮音壁の設置等がなされているか。		
	（４）	騒音の小さい種類の機械、作業方法が選択されているか。		
	（５）	搬入、配送等工場の敷地の出入りに伴って発生する騒音にあっては、騒音が生じる時間帯、頻度及び騒音の程度について、その業態に鑑み、合理的な想定がなされているものであり、かつ、周辺の住宅地等における状況と比較して、住居の環境を害するものとならないものであるか。		

交通量	（１）	工場の敷地が、その規模、自動車の出入りの頻度の相違に応じ、適切な幅員の道路に接しているか。		
	（２）	敷地の出入り口が、極力周囲の居住環境や道路交通に対する影響が少ない場所に設けられているか。		
	（３）	自動車等の敷地への出入りの頻度について、その業態に鑑み、合理的な想定がなされているものであり、かつ、周辺の住宅地等における状況と比較して、住居の環境を害するものとならないものであるか。		
臭気	（１）	工場に換気孔等を設ける場合に、その業態に応じて想定される臭気の程度に応じて、排気が隣接建築物に直接吹き付けることのないよう、換気孔の位置、方向及び排気口の高さ等の構造が適切なものとされていること又は防臭装置の設置がなされていること等により周辺環境に害を及ぼさないよう配慮されているか。		
振動	（１）	振動源となる機械等を建築物内に配置する場合に、外壁に密着して設置されていない、隣接建築物から離れた場所に設置されている、振動を吸収する台の上に設置されている等の適切な配置がなされているか。		
照明・光	（１）	工場から発する光及び工場の敷地に出入りする自動車等から発する光が、周囲の建築物に頻繁に当たることのないようにするため、敷地内における建築物の配置及び自動車動線の設定が適切になされていること又は、植栽、目隠し板の設置等が行われているか。		